

植物防疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備 及び経過措置に関する政令（概要）

令和4年9月
農林水産省

I 趣旨

植物防疫法の一部を改正する法律（令和4年法律第36号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、植物防疫法施行令（昭和51年政令第146号）等について、所要の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める。

II 概要

（1）植物防疫法施行令の一部改正

- ① 登録検査機関の登録の有効期間は、4年とする。
- ② 改正法を踏まえ、交付金の交付基準から「市町村数」を削り、交付金の予算総額の4割を侵入調査事業及び発生予察事業への協力並びに病虫害防除所の運用を行うための経費を要する都道府県に配分することとする。
- ③ このほか、①について条を新設することに伴い、所要の規定の整備を行う。

（2）電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正
改正法による植物防疫法（昭和25年法律第151号）の改正を踏まえ、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和52年政令第220号）について、所要の規定の整理を行う。

（3）侵入調査事業の実施に関する経過措置について

改正法による改正後の植物防疫法第16条の7に規定する侵入調査事業を改正法の施行日から実施できるよう、所要の経過措置を規定する。